

山梨県警察本部訓令第5号

山梨県警察における電子署名の管理に関する訓令を次のように定める。

令和元年10月1日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

山梨県警察における電子署名の管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察における電子署名の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子署名カード 電子署名を行うために必要な符号その他の情報が記録されたカードであって、地方公共団体情報システム機構山梨県登録分局（山梨県において地方公共団体情報システム機構の事務を実施する機関をいう。以下「登録分局」という。）が発行するものをいう。

(電子署名の種類)

第3条 電子署名の種類は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部長署名
- (2) 所属長署名

(電子署名総括管理者)

第4条 山梨県警察に電子署名総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、総務室長をもって充てる。

2 総括管理者は、電子署名の管理及び運用を総括する。

(電子署名管理責任者)

第5条 電子署名を実施する所属（以下「実施所属」という。）に電子署名管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 管理責任者は、電子署名カードの管理に関する事務を行わなければならない。

(電子署名カード保管責任者)

第6条 実施所属に電子署名カード保管責任者（以下「カード保管責任者」という。）を置き、警察本部にあっては、次席、副所長、副隊長又は副校長を、警察署にあっては、副署長又は次長をもって充てる。

2 カード保管責任者は、管理責任者の指揮監督を受け、電子署名カードの破損、盜難、紛失、不正使用等（以下「破損等」という。）の事故がないよう適切な保管及び利用

の管理を行わなければならない。

- 3 管理責任者は、カード保管責任者が不在であることその他の理由により、その職務を行うことができないときは、実施所属の職員のうちからカード保管責任者の補助者を指定し、当該補助者にその事務を行わせなければならない。

(電子署名カード取扱担当者)

第7条 管理責任者は、実施所属において、電子署名カード取扱担当者（以下「カード取扱担当者」という。）を指定しなければならない。

- 2 カード取扱担当者は、カード保管責任者の指揮監督を受け、電子署名を付する事務を適正に行わなければならない。

(電子署名カードの作成及び更新)

第8条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録分局が指定する申請書を作成の上、総括管理者を経由して登録分局へ提出しなければならない。

- (1) 電子署名カードを作成する必要があると認めるとき。
(2) 電子署名カードの有効期間満了後において、当該電子署名カードを継続して使用する必要があると認めるとき。
- 2 前項第2号の場合は、当該電子署名カードを併せて提出しなければならない。
- 3 電子署名カードの使用に係る業務を主管する警察本部の所属長（以下「業務主管課長」という。）は、必要と認める場合に、第1項に定める業務を行うことができるものとする。

(電子署名カード管理台帳)

第9条 管理責任者は、電子署名カード管理台帳（第1号様式）を2部作成し、電子署名カードの作成、更新又は返納の整理をするとともに、その1部を総括管理者に送付しなければならない。

- 2 電子署名カード管理台帳の保存期間は、電子署名カードの有効期間が満了した日又は電子署名カードを返納した日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(電子署名カードの管理)

第10条 管理責任者は、電子署名カードの破損等を防止するため、施錠できる設備で適切に管理しなければならない。

- 2 業務主管課長は、主管業務のため実施所属において使用する電子署名カードについて、常にその管理状況を把握しておくものとする。
- 3 管理責任者は、実施所属において使用する電子署名カードについて、電子署名カード管理簿（第2号様式。以下「管理簿」という。）により、常にその状況を明らかにしておくものとする。

(電子署名の実施)

第11条 カード取扱担当者は、電子署名を付する文書が決裁文書と相違ないことを確

認した上で、電子署名を行わなければならない。

- 2 カード取扱担当者は、電子署名を行おうとするときは、カード保管責任者の承認を受けなければならない。
- 3 カード取扱担当者は、前項の承認を受けたときは、管理簿に必要事項を記載し、カード保管責任者から電子署名カードの払出しを受けた上で、電子署名を行うものとする。
- 4 カード取扱担当者は、電子署名が終了したときは、カード保管責任者に電子署名カードを返納し、管理簿に必要事項を記載するものとする。
- 5 カード保管責任者は、毎月の電子署名の実施状況について点検し、その結果を管理簿により管理責任者に報告しなければならない。

(電子署名カードの返納)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録分局が指定する申請書に当該電子署名カードを添付し、総括管理者を経由して登録分局に提出しなければならない。

- (1) 電子署名実施業務が廃止された場合又は電子署名カードの有効期間が満了した場合
 - (2) 実施所属が組織改正等により電子署名カードに記録された情報を変更する場合
 - (3) 物理的又は電磁的な破損その他の理由により電子署名カードが使用不能となつた場合
- 2 業務主管課長は、必要と認める場合に、前項に定める業務を行うことができるものとする。

(電子署名カードに関する事故報告)

第13条 管理責任者は、電子署名カードについて破損等の事故があったときは、電子署名カード事故発生報告書（第3号様式）により速やかに業務主管課長を経由して総括管理者に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、山梨県警察における電子署名の実施に関し必要な事項は総括管理者等が必要に応じて定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和元年10月15日から施行する。

様式 略